

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公表番号】特表2015-508122(P2015-508122A)

【公表日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2014-558180(P2014-558180)

【国際特許分類】

C 08 G 59/04 (2006.01)

【F I】

C 08 G 59/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月7日(2015.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

機械的構造用の又は建築用の複合部分における並びに建築、輸送、航空宇宙、ウォータースポーツ、スポーツ及びレジャー用の構造部分における、請求項1~9のいずれか1項に記載の生物由来エポキシ樹脂の使用。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項13】

用途が、疲労にさらされる構造部分若しくは熱変化にさらされる部分を含むことを特徴とする、請求項12に記載の生物由来エポキシ樹脂の使用。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

低温重合に適合することから、それらはエネルギー消費が少なく、そしてこの理由のために、複雑で高価な硬化用装置を必要としない。しかしながら、あらかじめ硬化させた部分を室温に配置することで、適切なエンクロージャ内(炉、ストーブなど)での熱後処理により架橋の増加を得ることができる。この操作は、並行して、すなわち、樹脂を鋳造後(金型、テンプレートなど)目的のジオメトリを付与するために最初に使用されるデバイスから離れて行われ、そしてもし必要であれば、同時の処理も可能である(主要な処理装置の固定化はない)。